

第2回市民部会（さいたま市自治基本条例検討委員会）

次 第

平成22年9月27日(月)午後6時30分～
浦和コミュニティセンター第15集会室

1 開 会

2 議題

(1) 市民団体との意見交換

(2) 議会・行政部会との情報交換

3 その他

4 閉会

【配付資料】

・ 次第

資料1 第2回意見交換会 議事次第

資料2 ニュースレター「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」

資料3 さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）

参考資料1 市民から寄せられた意見

自治基本条例検討委員会・市民部会 第2回意見交換会 議事次第

日時:2010.9.27(月)18:30~20:30
場所:浦和コミュニティセンター第15集会室
主催:さいたま市自治基本条例検討委員会

1) 意見交換会の趣旨

- ・さいたま市では今年4月から、市民等による「自治基本条例検討委員会」を立ち上げて作業を進めており、9月からは、「市民部会」「行政・議会部会」の2部会を設置し、条例の具体的な内容の検討に入っています。
- ・「市民部会」では、部会活動の前半においてまず具体的課題等の把握を行い、後半に、具体的課題等に基づいて条例内容の検討を行うこととしています。
- ・そのため、現在、各分野・各地域で市民自治に取り組んでいる市民・市民団体等との意見交換を行い、活動の状況、その中での課題を話してもらい、自治基本条例へのニーズを拾い出したと考えています。市民・市民団体から、条例に対する具体的な提案もありうるでしょう。
- ・それらの課題、ニーズに、なんらかの形で応えうるように自治基本条例を定める必要があるのではないかと、単なる理念と理想を謳うだけのものでは意味がないと考えているためです。
- ・今回は、主として福祉や教育分野の市民活動団体にお集まりいただき、意見交換を行うものです。

2) 意見交換会プログラム

さいたま市自治基本条例の検討状況報告(委員会から説明) 15分

*自治基本条例検討委員会からのおたより(第1号)

さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方) 配布

参加団体の活動紹介、自治基本条例への課題、提案のプレゼンテーション 60分

*各団体から

自由意見交換 45分

3) 参加団体(予定)

特定非営利活動法人ケア・ハンズ

特定非営利活動法人彩星学舎

特定非営利活動法人みれっと

特定非営利活動法人彩の子ネットワーク

特定非営利活動法人子ども文化ステーション

特定非営利活動法人ハンズオン!埼玉

(委員会側参加者)

・自治基本条例検討委員会・市民部会メンバー

・事務局:さいたま市政策企画部企画調整課

地域総合計画研究所



自治基本条例

又ウ と いっしょに 考えよう

さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

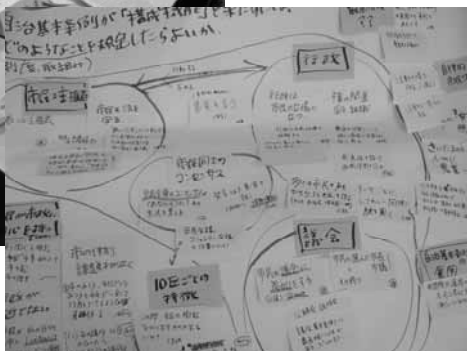
No.1
H22.9

はじめた みんなで作る自治基本条例

さいたま市では、平成23年度末までの制定を目指し、「さいたま市自治基本条例検討委員会」において、「(仮称)さいたま市自治基本条例」の検討を行っています。委員会では、検討にあたり、市民のみなさん、議会、行政などと意見交換していきたくと考えています。

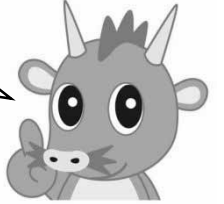


検討委員会
の風景




検討内容

自治基本条例って なあに？



まちづくりの理念
や基本ルールを定め
たもの

「自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていこう」というのが、まちづくりの本来あるべき姿と考えます。そして、そのまちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすかなどの基本的なルールや仕組みを定めるものが自治基本条例です。



なぜ自治基本条例が
必要なの？

さいたま市ではこれまでもたくさんの市民が、豊かで暮らしやすく、魅力あるさいたま市を目指して活動してきました。

しかし、時代とともにさいたま市の課題も多様化し、これらの解決のためには、より多くの市民の参加のもと、さいたま市の特性を活かしながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

こうした中で、今一度、まちづくりを進める際のよりどころとなる考え方や基本的なルールを誰が見てもわかりやすいように整理し、みんなで共有することが大切です。そのため、自治基本条例という形ではっきりと定めることが必要なのです。



さいたま市自治基本条例 検討委員会の紹介

さいたま市自治基本条例検討委員会は、公募で選ばれた市民12名、関係団体（自治会、NPO、商工会議所）の代表者4名、学識者4名の計20名で構成しており、今年の春から活動をスタートしています。

具体的な活動は、自治基本条例に盛り込む内容を検討し、条例素案を作成することですが、それ以外にも自治基本条例に関する広報活動などを行っています。

春から8月末までは月2回検討委員会を開き、自治基本条例についての知識を深めるとともに、条例のコンセプト（基本的な考え方）について検討を行ってきました。

現在はこのコンセプトに基づいて、「市民」「議会・行政」と2つのテーマ部会に分かれ、それぞれの角度から条例の内容について検討を深めています。

また、今年5月から7月にかけて、市長が各区で行ったタウンミーティングで頂いた意見や、今後自治基本条例に関するフォーラム等で頂く意見等を参考にしながら、条例素案を作っていきます。

「自治基本条例」は市民のみなさんのものですので、ぜひ、ご意見をお寄せください。

頂いた意見は検討委員会で参考といたします。

個々に返答は致しませんのでご了承ください。

条例づくりのスケジュール

(主なスケジュール)

平成21年度	・「自治基本条例制定基本方針」策定 ・検討委員会委員の選定・公募
平成22年度	・検討委員会の設置、検討開始 ・検討委員会の中間報告 ・タウンミーティング、フォーラムなど
平成23年度	・検討委員会の最終報告 ・パブリックコメント ・市長が条例案を議会に提出
平成24年度	・条例施行予定

発行 さいたま市自治基本条例検討委員会
事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課
所在地 〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6-4-4
Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985
E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

意見募集 ※FAX、メールにより事務局まで提出して下さい。

「さいたま市の魅力は何だと思いませんか」

(このテーマについては、平成22年11月末まで意見募集します)



ヌウのぬり絵

さいたま市の好きなところを教えてね。

- ◆ホームページでも意見募集しています。また、検討委員会の検討状況を見ることができます。
- ◆さいたま市ホームページ (<http://www.city.saitama.jp/>) → 『自治基本条例』

さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）

1．自治基本条例制定により目指すもの

（目的）

「市民自治」の確立を図り、市民が誇りを持てる「さいたま市」をつくることを目的とする。

（期待する効果）

さいたま市自治基本条例が「課題解決の羅針盤」として活用される。

「市民自治」の確立のために、市民、議会、行政など各主体の意識の向上を促し、より良い関係のもと、自治が変わることを期待する。

2．そのために条例で何を定めるのか

地方分権時代における本市の位置付けを明確にするとともに、「市民自治」の基本を示し、市民と議会・行政の関係を定める。

自治の視点から区及びコミュニティの役割を明確に定めるものとする。

自治を担う人づくり（市民・議員・市長・市職員など）の視点を含めて定めるものとする。

3．制定に当たっての留意点（条例の性格）

市民のための自治を謳うものであることから、分かりやすく表現し、説得力のある、市民の関心を高めるものとする。

「オリジナルな条例」、「新しいスタンダードとなる条例」を目指す。

市民から寄せられた意見

憲法92条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とある。この「地方自治の本旨」には次の二つの面がある。

- ・団体自治...地域のことは地域を治める団体が他の団体からの干渉を受けずに自主的に処理すること
- ・住民自治...これを住民の意思に基づいて行うこと（住民の民主的参加）

市長の意欲は 比較的に以前より評価できるが、今なぜ？というのが率直に思うところである。現行法でも、市長、職員、市民の「信頼感」があればできると思う。逆に、土壌がないのに種を蒔いても無駄と思われる。

（1名の市民からの意見要旨）